

## 国際公法秩序の複合化と統合問題への理論課題

小 森 光 夫

公権力がなく、高権的立法機関のない水平的な構造の国際法秩序に、国際社会の一般利益、国際社会の共通利益の保護を目的とする法制度を導入したこと、それぞれの法制度がそれに実効性を確保するための履行確保体制を採択したために、国際法のフラグメンテーションと言われる現象が大きな問題として扱われ、また、その問題をいかにして解決するかという問題も国際法学にとっての大きな課題になっている。本研究大会の「国際法規範の統合原理」という主題も、その課題に答える手懸かりをさぐるためのものとして位置づけられる。

本報告は、フラグメンテーションの問題に関わる国際法委員会の報告を1つの手懸かりとしながら、まずは、現在、この課題について、とりわけ統合の課題について、ILC の報告、研究文献において、その課題の解決を試みる諸見解が、いかなる概念の下に統合を論じようとしているか、またそれぞれの見解にはどのような問題があるかについて、それらを条約法理論によるアプローチ、コンスティチューション論によるアプローチ、ガバナンス論によるアプローチに分けて、概括的な検討を行う。そしてその検討の上に、私法的特性を有していた国際法秩序への国際公益の制度化の導入がフラグメンテーションの主たる原因であるという認識に基づき、その課題への対応における、公法的秩序概念の構成の必要性、規範の統合と履行過程の統合の役割、そこにおける統合の概念と統合の方法などの問題について論ずることにする。その際、実体的な問題については、国際社会全体に適用される法規の意味での国際法規範の一般化にはどのような基礎づけを必要とするかという点を論点として、国際公法秩序を構成する法規の性質分類を行い、また、履行過程については、公益の保護制度の履行過程における実効性の確保には、いかなる要因が関係しているかという点を論点として、私見を述べることを心がける。

本報告は、まず、ILC の報告による国際法規範の統合の現状と、その問題点を分析する。次に、国際法規範の統合のための実体法的問題として、規範の分離と統合の問題、規範の適用範囲の問題、規範の順序問題などを検討する。最後に、規範の統合のための実効性の確保のための具体的な方策を示す。

## 規範統合における人権規範の意義

——国際人権法と国際人道法の関係を中心として——

寺 谷 広 司

(東京大学准教授)

本学会の統一テーマ「国際法規範の統合原理」を国際法学者に意識させた潮流の一つを“規範の断片化（フラグメンテーション）”に求めることができよう。これは国際法規範の重要な現代的動向であり、法的判断を下すフォーラムが増加したことは、一方でなされるべき判断の機会を増やすことで「法の不足」を補うが、他方で、同一対象に対して異なる判断がなされる可能性（危険性）を高めている。このことは、法の下の平等や行動の自由の確保、普遍的価値実現の観点からは問題視されるであろうし、ひいては法への信頼を損ないかねない。

他方で、相反するかに見える“規範の統合化”も、国際法における顕著な現代的傾向である。その一つの現れは規範の階層化であり、ユス・コーベンスや対世的義務の観念は、各分野の個別規範を特定の視角から評価し、階層秩序に位置づけることで規範全体に一体性を持ち込もうとしている。また、別の現れとして、主体に関わるより構造的な規範の様式についての傾向、規範の非国家化を指摘すべきだろう。規範の対象や名宛人として国家以外の主体、すなわち、個人、会社、NGO、地方自治体などを問題にする必要が認識され、国家間規範としての国際法では把握し難い規範が従来の規範とともに再構成されつつあり、そのような仕方で規範の非国家化も規範の統合化に関与している。この現象は、上記の規範の階層化を伴なうことがあるが、規範の階層化が国家間規範としての国際法としても可能であることからすれば、それ以上のものだと言うべきである。そして、この現象の最も顕著な傾向が、非国家主体の典型的な表現である個人への着目であり、とりわけ、人権規範の主流化あるいは人権を焦点とする立憲化の議論だろう。

人権規範と他分野の規範の関係には、環境法と人権法、経済法と人権法など複数の議論があるが、本報告では人道法と人権法の関係について主に論ずる。これは、一つにはこの主題が規範の断片化の重要な一例とされているためである。両法の関係については、例えば、国際人道法を国際人権法の特別法だと位置づけたと理解されている核兵器使用合法性に関する1996年 ICJ 勧告的意見など、複数の立場がそれぞれの文脈で利点や限界を踏まえつつ展開されている。更に、この論点を採り上げる一層重要な理由は、ここにおいてこそ、人権規範が規範統合を担う性質を最も明瞭にすると考えられるためである。人権法と人道法の関係という論点は他の複数の法分野間の関係を論ずるのとは異なる性格をもっており、従って、断片化／統合化の議論にとって各論を構成しつつも、同時に総論となる可能性を秘めていると思われる。

本報告は、国際人権法と国際人道法の関係を中心に考察することを通じて、国際法規範の断片化と統合化を再考し、規範統合における人権規範の意義を明らかにすること目的としている。

## 国際公秩序としての国際刑事裁判所

新 井 京  
(同志社大学教授)

今日の国際法では、国際社会全体の利益を保護するための制度も、当事国のみを拘束する条約によって設立される。こうした条約は、当事国間の相互的利益を調整するというよりも、国際社会に一つの法秩序を形成することを目指しており、その逸脱が不可避的に国際社会全体の利益を損なうという意味で、国際社会の公秩序を創設するものである。このような公秩序が、条約による創設という軸を離れ、いかに客観性を持ちうるか。国際法学の関心は長らくその点に注がれてきた。本報告では、国際刑事裁判所（ICC）が、国際公秩序を担う「客観的」制度として、どのように設計され、どのような意義または限界を有するのかを、次のような論点を中心に検討する。

第一に、ICCの非締約国国民に対する管轄権の問題である。根本的に異なる裁判所觀に立った多くの意見が提起されたICC規程起草過程をたどりながら、ICCの管轄権と国家の同意との関係を検討する。ここでは、なぜ一定の国家の同意がICCによる管轄権行使の条件とされたのか、なぜそれらの国の同意なのか、といった観点から、ICCの管轄権の本質を明らかにする。

第二に、各国内裁判をICCが促す「触媒」としての効果である。ICCは、重大な国際的犯罪に責任ある個人を処罰することを「すべての国家の責務」とし、必要な場合に国家の裁判権を補完して管轄権行使することで、締約国のみならず間接的に非締約国に対してもコントロールを及ぼし、不処罰の不許容というICCの目的を達成しようとする。このような現象は理論的にどのように説明できるのか。またその前提として、国家にはどのような「責務」があり、それとICCとはどのような関係に立つか。このような観点からICCの「客観性」の内実を解明する。

第三に、ICCの手続における国連安保理の役割である。国連憲章第七章に基づく安保理の介入は、以上のような議論を超越して、ICCに究極的な客観性を持たせることになる。安保理の関与は、ICCの国際公秩序たる性格にどのように影響するのだろうか。

国際法のフラグメンテーションの主たる原因は、私法的特性をもつ国際法秩序に国際公益が制度として導入されたことにあるとされる。そうであるならば、「ICCのような国際制度がその私法的基盤をどのようにして超越し（ようと/or）たのか。ICCは果たして客観的な国際公秩序と言うに値するのか」に関する本報告は、「国際法規範の統合原理」を模索するにあたって何らかの示唆を与えうるのではなかろうか。

## 国際社会の共通利益の実現のための規範の履行確保と紛争解決

京　其　譲  
(筑波大学准教授)

河野真理子  
(早稲田大学教授)

今日では、国際社会の共通利益の実現のための規範が存在することは確かである。そのような規範を表現するために、強行規範や対世的義務などの表現が用いられている。しかし、これらの概念がどの程度成熟しているのか、またそれぞれがどのように関連するのかは必ずしも明確ではないように思われる。とりわけ、規範の履行確保や違反が生じた際の紛争解決のあり方については、多くの論点が残されているのではないだろうか。

国際社会の共通利益の実現のための規範の違反と通常の国際法規範の違反との区別を論ずる際には、義務違反を追求する資格をどのように考えるべきかと、違反の結果にどのような重大性を認めるべきかという2つの観点からの検討が必要である。そして、その検討結果をふまえ、国際社会の共通利益の実現のための規範の違反に関する紛争が国際裁判手続に付託される場合に、現在の裁判制度でそれらの点がどのように扱われるべきかを考察しなければならない。

国連国際法委員会が第一読段階で採択した国家責任条文草案は、「国際犯罪」という概念によって、被害国の範囲を国際社会全体に広げた。そして義務違反の結果についても、国家責任に関するすべての結果を伴うとして、その重大性を強調した。しかし、こうした特別な責任のあり方は、国家責任に刑事的な要素を取り入れることの問題や既存の裁判手続の限界との関連から様々な批判を受けることになった。

第二読後の国家責任条文は、「強行規範の重大な違反」という表現を用いることで、「国際犯罪」がもたらした理論的、実務的な問題点を回避したといえる。しかし、この修正は単なる表現の変更ではなく、義務違反を追及する資格と義務違反の結果にも影響を与えるものとなった。第二読の条文の起草作業と相前後する時期から、ICJで国際社会の共通利益の実現のための規範の違反が論じられる事例が増加したことは、第二読の条文の意味を考える上で重要である。本報告では、こうした事例に着目しつつ、国際社会の共通利益の実現のための規範の性質と、その履行確保や紛争解決について現行の国際裁判制度が果たす役割を検討したいと考える。

## 国際法から世界法への架橋？

——「総括と展望」に代えて——

藤田久一

(関西大学名誉教授)

「総括と展望」に代えて、諸報告の各分野（国際公序、人権、人道、裁判）の「統合原理」の追求から、それを国際法の「発展」としてとらえうるのか、「世界法への展望」として位置づけるべきなのかについて、若干の考察を加えたい。19世紀以来支配的な法実証主義の下で、「法の科学」の見地から、国際法の法源は慣習法と条約に限られ、とくに条約は合意理論に基づく。その基盤は主権国家併存の国際社会にある。

21世紀グローバリゼーション下のパラドックスとして、国際法のフラグメンテーションが提起されること自体、かかる実証主義のアプローチの限界を示している。国際公秩序およびその効果としてのすべての国（さらに非国家主体も）を拘束する一般国際法、*jus cogens*, *erga omnes*, 国際犯罪など国際法の序列化に導く諸概念はすべての国の同意なしには実定法化されないことにならないか。フラグメンテーション論は、現行国際法の解釈・適用（運用・裁判）から、さらにそれを超えて、規範の序列を認めるべしとの議論—「法システムとしての国際法」—を提起する。「必要は法をつくる」という法諺からも、国際社会の基盤を変えつつあるグローバリゼーションの下で国際法の統合ないし序列化が求められているとすれば、合意理論を超えてそれを可能にする方法論が必要になろう。同時に、主権国家と国際法統合とは両立しえないとすれば、かかる統合（序列化）規範は国際法の概念をはみ出し、新たな範疇の（法）規範体系（たとえば「世界法」）として位置づける方が適切なのか。この重い大きなテーマは、今後の世界法学会の研究に委ねられている。